

第47回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成23年12月6日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
			14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	13番	石 黒 永 剛		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
		午前11時7分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (17名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美	天文台公園参事	安 本 泰 二
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告について
- 日程第 4 . 発議第 7 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第 5 . 発議第 8 号 佐用町議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 . 報告第 7 号 専決処分報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 7 . 議案第 99 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第 100 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 101 号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 10 . 議案第 102 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 103 号 平成 23 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 12 . 議案第 104 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 13 . 議案第 105 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 106 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 . 議案第 107 号 工事請負契約の変更について（久崎住宅建設工事）
- 日程第 16 . 議案第 108 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 17 . 議案第 109 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 18 . 議案第 110 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 19 . 議案第 111 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 20 . 議案第 112 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 113 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 114 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 115 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 116 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25 . 議案第 117 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26 . 議案第 118 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 27 . 議案第 119 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出につ

いて

日程第 28. 同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 29. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（矢内作夫君） それでは皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 47 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、年末を控え大変ご多忙中のところ、揃ってご参集いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会に提出されます案件は、人事案件が 1 件、条例に関する案件が 8 件、平成 23 年度各会計補正予算案が 12 件、契約に関する案件が 1 件、その他 3 件など、計 25 件が付議されております。諸案件につきましては、後ほど町長より説明がありますが、議員各位には、円滑な議事進行にご協力をいただき、適切妥当な議決に達するよう切望する次第であります。

本年は、3 月 11 日、東日本大震災、また 9 月には、台風 12 号、そして 15 号による大災害、大変な 1 年でありました。改めて、その犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、1 日も早い復旧復興を祈念いたすところであります。

わが町も一昨年の大災害からの復旧復興につきましては、現在、順調に工事を進捗していただいております。今後とも、皆さん方にもよろしくご協力をお願いいたします。

寒さもいよいよ本格化して参りました。各位には、お体十分にご自愛をいただきまして、諸案の議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵谷典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様でございます。

師走に入って、本当に寒さも段々と増してまいりました。今日から開会いただきました 12 月議会にも、税条例の一部改正をはじめですね、たくさんの案件を提案をさせていただいております。また、十分ご審議をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、人事案件といたしまして、今日、教育委員の選任同意の案件も提案させていただいておりますけれども、最終日にですね、監査委員の選任案件。同意いただく案件を提案させていただきます。また、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 47 回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、消防長であります。

ここで、石黒議員から体調不良のためということで欠席届が出ております。また、黒田

天文台公園長から大学での講演のためということで欠席届が出ております。代理に安本参事の出席を認めておりますので、2つ報告をしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。

8番、笹田鈴香君。9番、高木照雄君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日12月6日から12月22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月22日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3．行政報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、1件だけ行政報告とさせていただきます。

平成22年国勢調査の確定値についてでございます。

平成22年の10月1日を基準日とする国勢調査の結果につきましては、先般6月29日に速報値人口を1万9,273人とご報告をいたしておりましたが、所管の総務省が、世帯から提出された調査票と病院等の施設の調査票の点検によって、高齢者の重複チェックなどを行いました。その結果、10月26日付けで、人口基本集計結果の確定値が公表をされたところでございます。それによりまして、本町の人口は、速報値から8人減の1万9,265人と確定をいたしました。前回調査、平成17年の調査に比べまして、1,747人、8.31パーセントの減となっております。

なお、今回の公表は、町全体の確定値のみの公表となっております。旧町ごとなどの確定値につきましては、後日、公表をされるということでございます。

以上で、簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配布をいたしております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 4 . 発議第 7 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4、発議第 7 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議第 7 号について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長、岡本安夫君。

〔議会運営委員長 岡本安夫君 登壇〕

議会運営委員長（岡本安夫君） それでは、おはようございます。

ただ今上程されました発議第 7 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

従来、市町村の基本構想については、地方自治法第 2 条第 4 項で、議会の議決事件と定めていましたが、地方自治法の一部を改正する法律、平成 23 年法律第 35 号により、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項として、議決事件の法律による義務付けがなくなりました。

しかし、町の基本構想は、町の将来に関する重要事項であり、その基本計画と併せて、構想・計画の策定、変更、又は廃止に関することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件とするため、本条例を制定するものであります。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。以上、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第7号を、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第7号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第5．発議第8号 佐用町議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、発議第8号、佐用町議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長、岡本安夫君。

〔議会運営委員長 岡本安夫君 登壇〕

議会運営委員長（岡本安夫君） ただ今上程されました発議第8号、佐用町議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、議会の議員が月途中で退職した場合における議員報酬の日割り計算について規定するもので、死亡の場合を除く、任期満了、辞職、失職、除名、又は議会の解散によりその職を離れた当月分の議員報酬は、日割りをもって計算した額といたします。

また、平成20年9月に当条例を改正した内容が、他町と一部、表現が異なる部分がありましたので、併せて改正します。内容は、議員の報酬を議員の議員報酬。報酬を議員報酬と改めるものです。

ご承認いただきますようお願いいたします。以上、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、発議に対する提出者の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第 8 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 8 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第 8 号、佐用町議会の議員報酬
及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、報告第 7 号であります。
専決処分の報告について、専決第 21 号、損害賠償の額を定め和解することについて、
町長より報告があります。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました報告第 7 号、専決処分の報告につい
てのご説明を申し上げます。

平成 23 年 9 月 19 日午後 5 時頃、佐用地内西山会館前の町道佐用天神線において、道路
敷地内に設置している排水柵の鉄蓋の設置が不安定であったため、車両が通行した際に蓋
が跳ね、車両に接触、損傷する損害を与えました。

損害賠償額等、相手方と協議の結果、道路管理者として国家賠償法に基づく損害賠償責
任を認め、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定
により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自
治法第 180 条第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、伺います。

ただ今の報告によりますと、行政の瑕疵としては、書いてありますように、排水柵、排
水会所の鉄蓋の設置状態が著しく不安定であったためということ、瑕疵責任を認めてい
るというふうに報告でなっています。

それで、伺いたいんですが、まず、そういう状態、不安定な状態にある鉄蓋がね、い
うようなことは、地域住民等からですね、この間、行政の方に、そういった指摘や何やら、
そういったことはなかったのかということ。

それから当然、この事故の後、どのような対処をされているのか。この点について、ま
ず伺います。

議長（矢内作夫君） 建設課長、答えますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この箇所でございますけれども、工事をやってから、約 30 年ほど経っておる箇所でございます。

でまあ、地元から、そういう指摘はなかったのかというご質問でございますけれども、この分につきましては、こちらの方には報告が届いておりません。

ただ、町としましてもですね、こういう箇所、たくさんございます。それにつきましては、この事故があった後ですね、現地の方の点検も十分にさせていただいてですね、必要な箇所をやっていくと。

それで、その後の処理につきましては、当然、コンクリートの劣化等がございます、当然磨耗したというような形で、一部不安定になっておったということで、それについては、手直しをさせて、後、穴埋め等もきちっとして、こういうことが起こらないように、処理はしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、その件については、分かったんですけど、その後も、町内のそういう危険箇所をチェックしておるといふこと。

まあ、そういう対処されているということでありましてけれども、この間ね、小日山の落石事故、一連の落石事故から相当数の数がね、いわゆる国家賠償法に基づく保険適用ということになってきております。

それで、実態として、町村会の総合保険ですか、この適用件数も増えてきているわけでありましてけれども、掛金の問題もあるだろうけども、やっぱり未然に防ぐという点でね、相当きちっとした対応をするべきじゃないかと。

ただ今、建設課長は、危険箇所のチェックをされたということでありましてけれども、危険箇所といっても、いろいろありますからね、やはり、これだけの頻度で起こっておれば、担当課だけが、そういった危険箇所見るといふ問題じゃなくって、場合によっては、自治会長会や何やらね、そういった広く、そういった、今のこういった事故の状況を当局から説明していただいて、そういった事故を未然に防ぐということからね、やっぱり手を打つ必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。そのあたりでは、1 担当課のそういったチェックに任せずに、やっぱりまあ、町挙げと言ったら大げさだけれども、いろんな手を使ってね、住民の指摘も含めて、そういった対応をしていくというようなことで、考える時期に来ているんじゃないかというふうに思うんですけども、このあたり、町長、どのように考えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長(庵途典章君) 管理しております町道も非常に延長も膨大な長さになっております。なかなか、全てですね、細かくチェックすることは、今の、例えば、担当、建設課の人員だけでは難しいというふうにも思っております。

で、まあ、今回、あの場所につきましてはですね、課長言いましたように、30年も経ってましたけども、これまで、私達もしょっちゅう通っている所で、それほど危険なという認識もありませんでしたし、まあ、著しく不安定と今、議員言われましたけれども、まあ、結局、著しくということはありません。

〔鍋島君「書いてある。書いてある。報告書に」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） ああ、そうですか。私の方は、不安定だったということで、報告を申し上げたんですけれども、

〔鍋島君「訂正するん。この報告書」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） ああ、そうですか。

あの、今まで、同じように車通っててですね、もう本当に、今回、たまたま、その通った時の状況なり、車両の重さなり、いろんな関係で跳ね上がったんだと思いますけどもね、そういうところ全て、例えば固定して完全な物にということも膨大な費用も掛かります。あの、まあ、通常の点検の中でね、そういう劣化した所については、できるだけ早く対処をしていくということ。そういうことで、建設課の方においても、基本的なチェックはしたということでございますけれども、また、あの、広く、自治会長、地域の方々からも、そういう危険な箇所については、これまでも、そういう側溝とかですね、危ない橋とか、自治会の方からも、そういう改修の要望とかいうのも、これまでもいただいておりますのでね、引き続いて、そういう点についても、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番(平岡きぬ糸君) 鍋島議員の質問にも関連するところなんですけれど、当局の方から、その、できるだけ、そういう危険な所については、目配りをしていきたいということなんですけれど、既に、住民の方から、具体的に、公道に石がずっと置いてある所が、旧南光町の所の下徳久という所であるんですけれど、これは、町の方は認識されているとは思いますが、対応がされてない実態があるんですが、その、車で通っていてとか、人が歩いていて、もし、ケガをしたりしたことになるたら、この今回のような提案のような形で対応されるんですか。ちょっと、具体例なので、聞かせてください。

議長（矢内作夫君） 案件に直接関係ないんやけど、しょうがないな。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その今、平岡議員からのご質問の道路につきましては、ちょっと、この案件とは全く状況は違うと思います。土地の所有権等の、それぞれの見解があって、地域の方々にもまあ、解決をですね、ご協力お願いしてはいますが、なかなか、お互いの、その理解、同意が得られないということでもありますから、同じように、そういう事故があった時にどうするかと言われても、今のところ、それに対してどうするという答えはできないと思います。

これの、こういうふうな管理上の問題では、構造上の問題ではなくって、土地のそういう権利、所有権等のお互いの主張なり、過去からの経緯、いろんな問題が複雑に絡んでいる問題でございますので、それは、別に考えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

日程第 7 . 議案第 99 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今回、上程した理由につきましては、障害者自立支援法の改正の施行により、同法の条項を引用している条文について、条項ずれが生じたために改正が必要となったものでございます。

また、本条例につきましては、障害者自立支援法の制定、雇用保険法の改正等により必要であった改正に不備があり、今回、併せて改正をさせていただきたく存じます。

この点、お詫びを申し上げ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 99 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、総務委員会付託でありますけども、委員外なんで、ちょっと 2 点ほど伺っておきたいんですけども、まず、第 2 条の関係、いわゆる適用外の中で、船員保険法の被保険者が、今まで適用外だったんだが、これが削除ということは、適用ということになると思いますが、これは、なぜなのかという点。

それから、第 10 条の 2 において、障害者自立支援法の施設が 2 で、3 で、これに準ずる施設と。で、町長が定めるということでもありますけども、この基準は何かあるのかどうか。障害者支援施設に準ずる施設というのは、町長が判断する場合の基準は、何でされるのか。この 2 点お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、2 点。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、1 点目の船員保険法の関係の削除ですけども、これにつきましては、今回の、その上位法の変更による条例整備という視点での変更ではございません。今までにも船員保険法に基づく、その職員については、その船員保険法の制度改正が、既に行われていた中で、その分について条例を、改正が必要だった条項を、今回、そういうことが新たに判明したために、それを削除させていただいたという内容です。

議長（矢内作夫君） 後 1 点。

〔鍋島君「準ずる施設。何か、基準はあるのか」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 2 点目の基準、

議長（矢内作夫君） 町長の判断による。どないな判断かということ。

総務課長（坪内頼男君） ちょっと、その内容の詳細な分については、後日、委員会で説明をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君「だったら、わし、委員会出て行くで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 傍聴来てください。

16 番（鍋島裕文君） 後ほどでもいいから報告してよ。本会議で。私、委員会出れないから。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。はい。

総務課長（坪内頼男君） 委員会と合わせて、全議員の方にご報告させていただきます。

議長（矢内作夫君） ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 99 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 . 議案第 100 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 100 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 100 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町県民税及び固定資産税に係る前納報奨金を段階的に廃止しようとするものでございます。

前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会状況の中、税收の早期確保や納税意欲の高揚を図るために、昭和 25 年に創設をされましたが、口座振替の普及や自主納付の意識が高まり、制度の一定の目的が達成されたこと。また、公平性の確保及び行財政改革の推進等を総合的に判断をし、段階的に廃止をしようとするものでございます。

具体的には、平成 24 年度において、現行の 2 分の 1 に。平成 25 年度において 4 分の 1 に減額をし、平成 26 年度に廃止といたします。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 100 号は、総務常任委員会に付託を予定をいたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本君。

3 番（岡本義次君） この前納の制度は、今現在、やられておまして、佐用町では、今までですね、何人ぐらいの方が、そういうやつを適用されて、金額にしたら、いくらぐらいだったんでしょうか。

議長（矢内作夫君） 分かりますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

先ほどの、岡本議員さんのご質問でございますけども、平成 22 年の段階で、町県民税の前納の方が 924 人。121 万 7,360 円となっております。

それから、固定資産税の方が、同じく平成 22 年で、6,347 人。1,060 万 3,990 円となっております。

以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、委員会付託ですので、基本点について、町長に確認しておきたいと思います。

まあ、提案されましたように、3 年後に前納報奨制度の廃止ということであります。

これは、議員協議会の中でも指摘させていただいたんだが、行政サイドから見てのね、いわゆる制度の定着化により廃止するんだという側面と、住民サイドから見れば、町民から見れば、1 つの、この取り組みによる減税措置というふうにも見れる、まあ、町民税と固定資産税でありますけども、いう内容があります。

で、私はね、今の時期というのは、非常にね、生活の厳しい状況の中、相次ぐ増税がね、今、されようとしている中でね、こういう厳しい状況の中で、町民の減税措置でもある、この報奨制度をね、今、なぜ、ここで提案するのかという点で、差し控えるように、議員協議会では、町長に指摘をさせていただきました。

まあ、もう提案されておりますけれども、なぜ、町長、このような時期にね、金額的にも町財政を圧迫してかなわんというような問題でもないし、むしろ、これを楽しみにされている方も、町内多くおられます。そういった点からして、この時期に、なぜ提案しなきゃいけないのか。この点の、町長の基本的な考えを確認しておきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、税額から報奨金を出すということなんで、まあ、税が今、鍋島議員言われるように、ある意味では、安くなるという、まあ、減税というふうに言われますけれども、これは報奨金であって、減税ではないということは、まず、これは確認をいたしたいと思っております。

で、まあ、前納していただく、一括でしていただくということ、これは非常に町にとってもありがたいことなんですけども、やはり全額一括で納入していただける方というのは、まあ、それなりにですね、経済的にも、ある程度安定された方ではないかなというふうにも思います。

で、まあ、近隣の市町におきましてもですね、この制度についても、ほとんどの市町も、

その制度の目的が、ある意味では達したということの中で、この廃止もされてきており
ます。

これは、この時期ということですがけれども、以前から、この報奨金についての、こうい
うふうな取り扱いをしていこうということは、まあ、考えていたことでありまして、まあ、
それをまあ、いよいよ実施に移したいということでの提案でございますので、どうぞ、よ
ろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと僕、計算に弱いので分からないんですけども、0.5、0.25 と
段階的にこう、やって減らしていくわけなんですけども、この報奨金で、一括で、ポンと
いただいた方が、手数料とか、いろんな角度に関してね、もっと安くなるのではないかな
と思うんですけどね、それでもなお、そういう報奨金は出さないんだと。近隣は、そうだ
から、こうだということのようなんですけども、もうちょっと、それは、佐用町は、まあ、
独立した行政であるんでね、ここの。それ、もうちょっと考えて、段階的やなしに、もう
ちょっとこう、先の見通しがよくなるか、何かいう、きざしが見えるまで、報奨金で、出
されたらどうかと思うんですけどね、そのへんは、どうなんですかね。

手数料と、その報奨金与えるのと、どのぐらいの差があるかというようなこと、一応は、
計算されての提案だったんだろうかね。ちょっと、そのへん、お伺いしたいなと思います。

議長（矢内作夫君） 税務課長、答える。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 税務課長。

税務課長（橋本公六君） 手数料と言いますのは、あの、事務的に、例えば、納付書の回数
が増えるとか、督促状の回数が増えるとか、そういう形の関係でしょうかね。はい。

金額的には、前納報奨金を廃止したとしましても、そちらの方は、あまり変化はないと、
こちらは考えております。

と言いますのが、新田議員さんも心配されていらっしゃると思いますけども、前納、今、
されている方が、例えば、前納報奨金がなくなったということで、急に未納になったり、
年度を越えて滞納になるというようなことは、あまり私としては、心配はいたしておりま
せん。ただ、前納から期別の納付に変わられる方は、若干名あるかも分かりませんが、
その場合も、納付書を送らせていただく回数が3回増えるんですけども、その部分の、そ
の80円の通数が増えるだけで、あまり大きな影響は出てこないというふうに考えており
ます。

ただ、逆に、前納報奨金につきましては、ちょっと内容も、また、分析いたしましたものを、
委員会の方でも説明をさせていただきたいと思っておりますけども、前納報奨金についま
しては、ご承知のように、同じ率で、頭打ちはありますけども、たくさん納めていただい
ておる方も、定額の方も同じ率で出してありますので、奨励金として、大きな額を受け取

っていただいておりますのは、例えば、大きな会社でありますとか、たくさんの資産を持たれている方、それから、町県民税で言いますと、所得の高い方、若干、そういうふうには、余裕のある企業とか、個人の方に、高額の前納報奨金が出ているというような実態がございますので、ほとんどの方は、例えば、1,000円以下のような、前納報奨金が出ております。

ですから、それを、おっしゃいますように、ある程度は、楽しみにしておられる方もあるかも知れませんが、それを廃止したからと言って、それが、直ちに未納に繋がるというような考えはいたしておりませんし、事務的経費が大きく増えるというような考え方も、税務課としては、今のところは持っておりません。

他の町の方にも確認はいたしたんですけども、それを廃止したからといって、大きく徴収率が下がったというような事例は聞いておりません。

宍粟市の方で、たまたま、大きく徴収率が下がったという調査の結果がありましたんで、これも電話をして個別に確認したんですけども、宍粟市の場合は、たまたま、平成19年に廃止をされまして、その年が、税源移譲で町県民税の税率が5パーセントから10パーセントになった、あの年だったものですから、普徴の方が滞納が増えたということで、前納から滞納になったというような事例は、あまりなかったということで、お聞きしております。

ちょっと、余分なこと言いましたけども、あわせて、ご報告をさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 合わせたら、これ何ぼですか。7,000人超えたようなほどの方になるわね。これ、両方合わせれば。これ、たったの80円で済む人が、一切済むんじゃ。そういう考え方は、ちょっとね、どうかと思います。

80円にしても、これ、7,000人超えれば、相当の金額になりますわね。僕は、それを言っておるんじゃないんですけども、税務課の中で、そういう書類をこしらえて、前期とか後期とかに分けてこう、出す。そういった事務的な問題、人件費が、ある程度かかってくるでしょう。そういった費用が、ちょっと掛かるさかい、ちょっと、おい、手が足らんさかい臨時職員入れてくれいやいうようなことにも、そういうような格好になり得ると思うんですよね。そういう、あれが、どれぐらいかかる予定されておるのか、80円だけ出したらしまいじゃちゅうようなもんじゃなしに、こういう紙も要るだろうし、それに打ち込むあれも必要だろうし、そういった方のあれが、大分いるんじゃないですかと。そしたら、あまりこう、前納報奨金を出さなくても、出すとか出さんとかじゃなしにでも、大きく変わらないのであればね、出してもええんじゃないかなとは思うんですけどね。そういう計算されたんですかということをお聞きしたんですけど。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。人件費につきましては、職員の、今の職員の方で作業はさせていただきたいと思っております。それにつきまして、臨時的職員をお願いしたりということは発生しないように、私とこの方でやらさせていただくつもりでおります。

ただ、印刷費の関係につきましては、今の枚数でいけるとは思っておりますけども、

まあ、若干、増える可能性はありますけども、基本的に印刷させていただくのに、枚数が増えたから、そんなに、印刷費が倍にもなるということでもございませんので、そのへんは、今までどおりの予算の中で、させていただきたいと考えております。

議長（矢内作夫君） 所管の委員会に付託しますことを、まあ、了解をいただいて、質疑をお願いしたいと思います。
他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） 所管のあれなんだけど、全員協議会の時に、もうちょっと質問させてくれ言うたら、これは本会議にかけますんでということで、その時にやって欲しいという話だったと思うんでね、やらしてもらいます。

で、まあ、これ、今聞くと、町民税で、ちょっと計算すると1,300円ぐらい。固定資産で1,600、まあ、1,700円ぐらいになるんですかね。確かに、大きい金額ではないのかもかもしれません。しかし、今、町民の方から、非常によく耳にする言葉として、まあ、議員の歳費も減らせという部分もあるだろうけども、僕に入るのは、僕が議員であるからということもあるんですけど、職員の歳費を減らせというのは、非常によく聞きます。ねっ、大阪の市なんかでも、はっきり言って減らせ言うてます。こんだけ、佐用町の場合、町民疲弊しとるのに、何で職員、あんだけ給料もろとんだというの、よく聞きます。

その人達にとって、少ないかも分からんけども、これで、確かに、今、課長、説明されたように、納入率が下がることはないのかも分からない。ですけども、今、前納される方は、裕福なという表現。裕福か、そういう表現されたと思いますけど、私は、一概に、そうではないんじゃないかと思うんです。

ちょっとでも、これで助かるんならと思って無理して納められている方、結構いると思うんです。で、それが、分からないから、そのいう、ちょっと、楽しみを分からないから、町民は職員、給料貰いすぎや言うんですよ。ほんまに困ったら、このちょっとでも嬉しいんです。その気持ちを理解できないのかということ、町民は、多分、怒ると思うんです。

確かに、これをしたからと言って、今、課長言われるように、率は下がらんかも分からん。同じように納入はしてくれるかも分からん。だけど、それが、当たり前やと思われたら困るということですよ。

職員の、まあ上月ですけど、OBの方、結構年配の人ですけど、話しよって、こんなこと言われました。昔はな、わしら年末にな、税務課を筆頭に班分けてな、1軒、1軒集めてもらいよったんや。そないして苦労して、やっと集めたんや。それを分かつとんかないうて言いよったわ。そんなに簡単にくれたもん違うんやぞ。

25年当時の、設置した時の目的を達成したということらしいんですけども、じゃあ、この目的とは何ですか。ちょっと教えてください。

議長（矢内作夫君） 目的は、今、説明しよったやろ。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 提案説明の中にも書かせていただきましたように、早期に自主財源が欲しいということで、年度の初めに前納をしていただいて、一般財源を早い時期に確保させていただくということが1点と、税の、納税に対する意識を高めていただくというのが2点ということで、考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） ということは、早い段階で税金が確保したいということが、第一の目的ということなんで、それがもうできたからということなんですか。だから、もう前期でいっぺんで貰わんでも、もう、じゃあ後はもう、段階的でも、そういう形でもいいんですよという形なんですか。それとも、できたら気持ちとしては、前納して欲しいという気持ちなんですか。どっちなんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 基本的に税は、期別で納めていただいたら結構かと考えております。ただあの、現在の預金の利子等も考えますときに、かえって前納報奨金の率の方が、預金の利率を上回るような形になっておりまして、一般財源の確保と、早期に確保するという、その前納の目的そのものも、若干、現在は、薄れてきたように考えております。そういう中で、廃止する時期に来ておるのかなというふうにも考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） 確か、前の説明の中で、25年当時の経済状況の中で、納税意欲を高めていただくという説明をされたと思うんです。ですよね。今の説明とは、説明が異なると思うんです。僕は、1回目の説明においては町民の納税意識。これ町民に対してですわ。今の説明では、町側が欲しいから、そうもろたんだという説明やわね。

でも、確かに、町側は、貰うのは当たり前かも分からん。国民の義務かも分からんし、やっぱり義務で果たさなあかんいうの、これは分かります。だけど、今、これだけ佐用町の経済も疲弊して、町としては、何とかせなあかん言うて、町民応援券まで出してやりよう時に、することかいうのが、僕は、おかしいんじゃないか言うとうわけですよ。言うとうことと、やっとうことが、チグハグだろ。これだけ、疲弊して困っておると。商工会も困っておると。だから、幾ばくかでも助ける意味において、町民の応援券出したわけでしょう。確かに、これぐらいはしれとうかも分からん。けど、これぐらいが、しれとると思わない人間も結構おるし、こういうもんだって楽しみにしている人も、結構いてるということですよ。そうですよね。

例えば、町民応援券1万円買うても、付くのは1,000円ですわね。確かに、今回、そんなには売れなんだ。それは、買える、使える所が、どうしても限られるから、多くの町民

が一番使いたいのは、言うたら悪いけど、そこにある店ですわね。で、ここの店は使えないとか、アグロとかで使えないとなると、どうしても、欲しいというのは、下がるかも分かん。けども、それでも、やっぱり売れるというのは、この1割。1万円でも1,000円やわね。が、やっぱり嬉しいから、わざわざ、手間を運んで、あっこまで行きよんですよ。そうでしょう。

それは、確かに、今言ったように、大口が、個人の時は、600円か700円かも分からない。でも、ざっと計算すると、1人当たり町民税が、1,300円ほどで、固定資産が1,670円。ざっとの計算じゃで、もうちょっと実は、1,700円ぐらい固定資産あるんかも分かん。

けど、町民の、そういう、町民の気持ちを考えた行政、政治せえへなんたら、町民の心いうて、ドンドン離れていくし、さっきも言うたように、職員、給料貰いすぎやという言葉が、多分、職員にも聞こえておると思う。まあ、職員には、議員の給料減らせいうんかも分かん。僕には、職員の給料減らせいうて言う。まあ、僕が、議員やでだろう。ねっ、それは、そうだろうと思う。

けど、そこらへん、ほんまに真剣に考えなあかんことじゃないかなと、僕は、思います。ちょっと、もういっぺん、答弁お願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

もう一度答弁言われたんですけども、言うことは、あまり変わらないんですけども、われわれも、旧南光の時には、山本議員さんおっしゃいましたように、お盆とかお正月前に、各お家を回って集金をさせていただいておった経験もございますので、そう簡単に納めていただいておりますとは思ってはおりませんけども、まああの、特に合併以降、税務課としても全力をもってあたらせていただいて、また、町民の方もご理解をいただいて、納税をしなければいかんという意識は、本当に高く持っております。

現年分にしますと、99パーセント近い納付率を納めていただいておりますし、まあそれも、前納のこともあつての上のことかと、私も考えておりますけども、そういう高いご理解をいただいて、納付をしていただいておりますということは、十分肝に銘じております。

また、われわれの給料が高いというご指摘があることも、十分肝に銘じております。

税務課としては、今後も、前納報奨金がなくなったから、徴収率が下がったとかということがないように一生懸命頑張りたいと思っておりますけども、今回の、この条例改正の提案につきましては、何とかご理解をいただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） これと関係ないかも分かんんですけどね、固定資産税なんかの、新聞やテレビでよくやっておられるんですけども、ようけ取っておるとか、あんまり取

ってないとか、10年忘れておったさかいに、5年は時効で、5年だけいっぺんに返せとかいうような、そういうような事例が、今、たくさん出てますわね。佐用町では、そういうことは、全然、固定資産税のあれは、きっちりして、そういう問題はないですか。そのへん、ちょっとお聞きしておきたいんですけど。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 全くないとは、ちょっと言い切れないところがあるんですけども、こちらのいうか、税務課なり役場の方の間違いで、たくさんいただいておりますということはありません。

ただ、あの、届出がなくって、登記のある建物なんかでしたら、つぶしていただいたり、建てていただいたら、法務局の方から書類が回ってきますので、分かるんですけども、届出のない建物について、つぶされておって、こちらが見落としておったというようなケースは、中に何件かありますけども、事務的なミスで課税ができてないとかいうものはないと考えております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第100号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第100号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9．議案第101号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9、議案第101号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第101号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、障害者自立支援法の改正の施行により、同法の条項を引用している条文について条項ずれが生じたため改正が必要となったものでございます。

関係する条例は、佐用町消防団員等公務災害補償条例、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例、及び、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の3条例となりますが、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、これ以外

の理由による改正も併せて実施するため、議案第 99 号で別に上程をさせていただきました。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 101 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） この関係は、厚生なので、総務の方は総務でありますけれど、ちょっと共通している部分があるので聞きたいんですが、新旧、参考資料で新旧改正案対照表、第 1 条関係で、(2)の法第 5 条第 12 項に規定するというものを、第 5 条第 13 項に規定するというふうに変えるというふうに、まあ、99 号でもあるんですけど、これ、13 項というのは、その、12 項の方は施設というふうに説明、法律でなっているんですけど、13 項は訓練とかいうふうに、条文では、なっているんですね。障害者施設というのが 12 項で、13 項は自立訓練とはというふうにごう、規定されているので、そのところは、ちょっと理解し難いので、これは、このように直すのが正しいんですか。ちょっと伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これも、その上位法というんですか、障害者自立支援法の一部改正ということで、条項のずれだけを、繰り上げたり繰り下げたりしている内容の条項です。内容的には、これが正しいということです。

説明は、ちょっと、平成 23 年の 10 月 1 日改正分と、平成 24 年 4 月 1 日改正分、それがまあ、入り組んでいる中で、ちょっと理解しにくい部分があると思います。きっちりと、それを読んでいただいたら、今のような誤解はないと思いますので、よろしく願います。

議長（矢内作夫君） もう 1 回読んでくれ。

ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 101 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 101 号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 10 . 議案第 102 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例
について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 102 号、佐用町市町村運営有償運送事業
費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 102 号、佐用町市
町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し
上げます。

佐用町市町村運営有償運送事業として、さよさよサービスを、自動車等の運転、公共交
通機関の利用が困難な方にご利用をいただいています。

支援事業等区分のうち、自動車等の運転、公共交通機関の利用が困難な 65 歳未満の利
用者の費用徴収額は、10 枚綴り 1 冊 4,000 円を徴収しておりますが、これまでの区分で
は、65 歳以上と同じ 3,000 円であるかのような標記になっていたことから、この度の改正
は、支援事業区分の中を、年齢的な条件と障害者及び高校生以下に分けることにより明確
に区分するためのものでございます。

また、身体障害者手帳所持者のうち、第 1 種または 3 級以上との表現は、例えば、第 1
種の 4 級の方は実際に支援に該当いたしますが、4 級のみを捉えて該当しないかのように
誤解を与えるために、3 級以上はあくまでも第 2 種に限るとの意味で、第 1 種または第 2
種 3 級以上に限るとの表記に改めをいたしました。

以上、簡単でございますが提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 102 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりま
すので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし
ます。

ただ今、議題といたしております議案第 102 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚
生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 102 号、佐用町市町村運営有
償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託するこ
とに決定をいたしました。

日程第 11 . 議案第 103 号 平成 23 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金
の取り崩しについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 103 号、平成 23 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 103 号、平成 23 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてのご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しにつきましては、農作物共済の損害防止事業の取り組みといたしまして、近年、増加傾向にある農作物の獣害被害防止柵等設置に対し、町単独分事業に対して支援を行うもので、総額は 180 万円であります。

その内訳は、連合会請求分 69 万 8,000 円を除いた 110 万 2,000 円を特別積立金より取り崩しをすものでございます。

佐用町農業共済条例第 131 条第 4 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7 番、井上君。

7 番（井上洋文君） ちょっと初歩的なことをお聞きしたいんですけども、この特別積立金は、現在、どのくらいあるのかということとですね、この交付金額が 180 万円ということなんですけれども、これ何軒分かということと。

もう 1 件、その連合会の請求分というのは、この次の議案の無事戻し金の場合は、これ 25 パーセントいうんですか、というふうに決まっているというようなんですけども、この連合会請求分というのは、何パーセントというふうに決まっているわけですか。その 3 点お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 22 年度の段階での積立金の残高でございますが、特別積立金が 5,479 万 3,586 円でございます。5,479 万 3,586 円。

それから、ちょっと前後しますが、3 点目になるかも分かりません。連合会の持分といえますか、負担していただく分ですね、これは、前年の連合会の負担していただきました額の 90 パーセントを見込んでおるといってございまして。ですから、基本的には、今年の 90 パーセント。来年の 90 パーセントととまあ、下がっていくことに連合会はなってくるということです。

〔井上君「交付対象者」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） 交付対象者ですか。交付対象者というのは、特に固定したものではなくて、これは、一般財源の裏へ持っていくということ。ですから、獣害対策で、防止柵を村で作られますね。集落で。それに対して、町が補助をするわけですが、その裏財源に充てるということ。

まあ、農業共済としましては、共済金をいかに少なくするかというのが、このお金を出すことの目的でございますので、被害をなくするというの目的を達成するために、獣害対策としての防護柵を作っていただく。まあ、そのことに対しての助成を町単で行っておると。その財源の裏に充てさせていただくということ。そういう考えでございます。180万円はね。よろしいでしょうか。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） その交付額180万というのは、ここ、今回も含めて3カ年、同額で、この野生動物防護柵設置者に対してということになっているんですけど、この金額というのは、180万の金額は、何を基準にというたらあれですけど、被害が大きくなっている中では、増えてもいいんじゃないかと思うんですが、その点は、どうなんでしょうか、伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、特に額といったもので、180万が固定したものではございませんが、元々は、獣害対策で出しておただけではございませんでして、農薬の散布とか、そういった物に対しても出せるということですが、そういった所が、平成17年当時も190万ぐらい出しておたと。だいたい、その額に見合った物を出してあるということでございます。根拠的には、特になんかということでは。

あのまあ、前年の同額を、ずっと今、維持してきておるといいます。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

17番（平岡きぬ糸君） そしたら、根拠がそうでしたら、状況に応じて増額することもある

ということなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 増額というのは、総会での議決を得る必要がございますので、これはまあ、考える余地はあると思います。全体の経理の中での話ですから。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） これは、特別積立金というのは、この獣害対策。ちょっと、もういっぺん確認したい。獣害対策のための特別積立金ですから、これ、責任準備金の積立とかですね、不足金てん補準備金の積立というような積立金があるんですけど、それとの違いというのは、どんなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） そうですね、この農業共済でいう、いわゆる積立金の中の特別積立金の部類の中にはですね、何種類かございまして、共済金の支払いの不足が生じた時のために、積んでおくものとか、それから、事業の不足する場合。不足金の補てんに充てる場合とか、今、ご提案、お願いをしております、いわゆる損害防止事業の施設等の費用に充てる場合とか、それからもう1つは、無事戻し金の支払いに充てる場合。その他、共済事業に必要なものとしてというような項目がございます。そういったことで、全体としましては、どれという形で予算化するものではないという。どこに大きな穴が開くか分かりません。損害が大きくなれば、そこへ引き当てせないかんということになりますので、このために積み立てておるというものではないしに、そういった積立金が、そういうことに使えますよという意味でのご理解をいただいた方がいいんじゃないかと思うんです。

私の説明、ちょっとまずいでしょうか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ほな、さっき言うた、あの、責任準備金の積み立てとかですね、不足金の、これ何や、てん補準備金の積み立てというようなも使えるということなんですか。それじゃまた、別のことなんですか。そこら、どない。

まあ、よろしいわ。もう。

農林振興課長（茅原 武君） それは、だから、総会での運営状況を、保険の方ですね、これと絡めながら、協議させていただかなかつたらいかん。何ぼでも増やせるものでもないし、

減らせるものでもない。

7番（井上洋文君） というのは、今言うたんから使えるということなんですか。

農林振興課長（茅原 武君） 予算の範囲内では、考慮することはできるということですが、額的に、増減することは、全体の中を見ていかないかということですね。

こういったものを、固定したものを、ドンドン、ドンドン毎年増やして行きますと、固定経費として膨らんでくるということですから、損害が起きた時に、固定経費が膨らんでしまうと対応できなくなる。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） 分かったような、分からんような。
目的積立という格好じゃないですか。ほな、どれでも。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） すいません。細かな質問だと分からなくなるので、基本的なところで。

この特別積立金というのは、感覚的に積立金ということなんで、国保なんかの場合を考えると、基金的に、最悪の場合、いろんな事業を遂行する中で、不測の事態が生じた場合に、これだけぐらいの金額は、最低限でも積んでおきましょうね。ここまでは、基金に積みましょうねというのが、目安があると思うんですよね。

で、あの、この提案説明の中にも書いてあるとおり、別途推計した方法により、今後5年間、共済金の支払いに不足が生じない範囲での安全性を見込んだ額で、これ、要は、特別積立金を取り崩すことができるということは、逆に言えば、特別積立金を、これぐらいは残しておきましょうという基本ルールがあると思うんですね。

で、そののここを、ちょっと明確に説明していただけませんか。

議長（矢内作夫君） 金額的なことですか。

1番（石堂 基君） 基準です。

例えば、全体事業の、まあ、共済事業費の何パーセントとか。例えば、国保なんかの場合でしたら、過去何年間の医療費の推計の何パーセントというふうな目安が、運用の中ではあると思うんです。そういうものが、きっとあると思うんですよね。

100万の事業会計も1,000万の事業会計も、5,000万積み立てておかなあかんのんじゃというものじゃないと思うんで。その基準のところだけ、ちょっと。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　これは、法定的にですね、その積立しなさいというものではなくって、余剰金からずっと積み立てるもので、先ほど、例に挙げました、国保なんかでもですね、実際には、もっと、運用上、基金を積み立てたいんですけども、その資金が全くないということで、ほとんど積立金がないという状況ですよね。運営上、例えば、1億、2億の、本当は、基金が欲しくてもね、それが、積み立てれないというような現状ですし、少なくとも、まあ、その、あまりたくさん余剰が出るのであれば、今度、掛金の方をですね、安くしていかなきゃいけないということにもなり、そのバランスを取っていかなきゃいけない中での、まあ、余剰金が出た場合の、ずっと積立をしているということだということでの、そういうふうな、その余剰金を、まあ、こういう今度、共済の事業の中で、まあ、予防事業としても使えるということでの、まあ、今回の取り崩したということだというふうに理解いただきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、石堂君。

1番（石堂 基君）　　この取り崩しの目的用途については、全く異論がないところなんですけども、その、要は、使う金額は180万が妥当なんかどうかということでお伺いしたいのと、基本的に、その特別積立金を、どの範囲まで積み立てておくのが、だいたい基本なんですよというところが知りたいんです。

で、細かな計算式が不明のような対応を、今、されてますけども、この説明の中で、先ほども言いましたけども、上記の金額は、別途推計した方法により、今後5年間の共済の支払い云々というふうに書いてますよね。ということは、何かこう、推計した計算式があるわけですよね。だから、それを、ざくっと教えていただいたら、ああ、これぐらいな、例えば、共済金、あるいはその、無事戻し金とかいうのを算入して、これの何割ぐらいまでは特別積立金で持っておかないかのやなという概念が1つ出てきますので、その基本ルールだけ。計算式は、どういうふうに使われているのかというのを、まず1点お伺いしたいのと。

逆に、それよりも、今、貯めていらっしゃる特別積立金5,400万というのが多いのであれば、ここからはちょっと、町長の方に質問なんですけども、過去この、獣害防止対策。水稲の損害防止対策事業としての交付金というのは、180万円、70万円で、ずっと推移しているわけですよね。で、獣害被害が、ここ数年、これだけ肥大化している中で、少なくとも、共済事業の一端として、その防止柵の助成を一般財源の中に放り込んでやるのであれば、少なくとも、この金額は、積立金の余力があれば、例え10万でも、例え50万でも増やしていくのが事業本来の目的、あるいはその、事業姿勢じゃないかなという、この2点を、ちょっと確認をさせてください。

議長（矢内作夫君）　　農林振興課長、即答が無理だったら、ちょっと休憩しましょか。よろしいか。

農林振興課長（茅原 武君）　　答弁させていただいてもいいでしょうか。その詳細のところだけ。

〔「即決やから、今答えておかなかつたら」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 即決なんやからな。これは。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 農作物共済の、これの積立金ですけども、これは、大きく分けて2つあると思います。1つは法定積立。もう1つが特別積立です。

法定積立というのが、1つの、剰余金があった分の、率が、定めがありまして、そちらの方に積むんですね。それを、超える部分が特別積立金で積み立てるいうふうになっております。ですから、特別積立金を先に積むんでなしにね、法定が率で定められておりますので、特別は、その余った分を積み立てる。その用途が、今、言われているように、いろいろな無事戻し金とか、今回のような損害防止事業。まあ、以前にも、薬剤の補助、助成を出してありましたけども、農業共済の特別積立金としてはですね、今回、180万ほどですけども、ここ数年、この額。それから、薬剤の時も、それぐらいの額だったと。

で、これはですね、被害が大きければどうと言うんじゃないに、当初、申しあげましたように、町の一般の獣害防止柵の補助がない分。単独分としての、これをですね、連合会からも補助を受ける。有利に、少しでも図ろうということで、概ね、このぐらいの額だったら農業共済の、この会計から、損害防止事業として支出できるだろうという額を定めて180万としているものです。

ですから、被害が大きかったら250万とか、一般の獣害防止とは、ちょっと趣旨が違うということをご理解いただければと思います。

以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） じゃああの、いくらじゃあ、この特別積立金が、剰余金があったとしても、この事業費に、例えば、200万、300万の、町の分の、その取り崩しを行ったとしても、それに、要は、連合会が付いてこないというふうな説明でよろしいんですか。

と言うのは、本来、趣旨はね、共済事業として、推進していく中で、獣害対策の一環を担うのであれば、特別積立金として、余力があるのであれば、少しでも取り崩しを行って獣害対策に充てていく。それを、まあ、町が本来やっているんですけども、その応援を共済事業としてもやっていく。そういう姿勢が必要じゃないですかということで、最終、町長にお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、連合会ともね、特別な負担をしていただいて、一緒にやっている事業なんで、町単独で決めるわけにはいきません。

ただ、今、趣旨としてですね、そういう、町の、これ、通常は、できるだけ補助事業と

して、獣害防止柵等を行ってますけども、それに、補助事業にならない単独分についての裏財源として、町の一般財源を、少しでも補填をしてもらおうということで、防止事業。共済の損害防止事業として、連合会にも負担を出してもらっているということでありまして、そのへんは、今後、連合会に対してもですね、少しでもまあ、この額を、例えば、剰余金が多ければ、取り崩して増やしてもらおうようなことは、これは、要請としては、今後していくことはできると思いますし、その必要性については、検討させていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ええっと、私もちょっと、黙っておこうと思ったんですけども一言だけ。

本来、農業共済会計の決算の中で、こういった議論が、大いにされたら良かったなというふうに思いながら聞いていたんですけども、まあ、特別積立金は、町長言われたように、余剰金のね、積立。つまり掛金の余剰が出るから積立てしたというものであります。

で、まあ、法定は、副町長言われたように、一定の率でね、本町で1,700万円ほど貯まっていますけども、で、私、今、町長の答弁の中でね、これは、連合会の許可が要するというふうなふうに聞こえたんやね。

つまり、今の説明だったら180万円じゃないとあかんというふうに、最初の答弁、聞こえたんで、じゃあその後、要請していくということなんだけども、せっかく今まで、石堂議員も、それから、平岡議員もね、現行の180万円。つまり特別積立金の取り崩し。これは、過去5年間の共済支払いに支障を残さないという金額を目安であるならばね、何も、180万円だけじゃなくても、もっとできるんじゃないかという質問には、当局答えてないんですね。

本来は、やっぱりきちっとね、5年間の不足で、このくらい見ているということで、この余剰金の積立は、他にこのように使えるというようなこともね、やっぱりこの議案の中で、本来提示すべきだというふうに思うんで、そのあたりは是非ね、本会議の臨む当局の姿勢として1点、反省していただきたいというふうに思います。

それから、そういうことと言えばね、何も180万円固定したものでないし、この特別積立金というのは、農業共済の運営には使えないんですよ。事務運営には、使えないんですね。だから、そういった損害防止や何やら、それから無事戻し金等に使うということになっておるわけです。そういうことからすればね、こういった事業に対して、きちっとした計算根拠を示して、議会にね、こういった事業に、これだけ使えるということも踏まえた提案を、是非していただきたい。毎年、同じようなものだということでは、やっぱりね、問題があると思うんで、そのあたりの基本的な見解を伺っておきます。

議長（矢内作夫君） 石堂君の質問があった、その分、今、答えられますか。

農林振興課長（茅原 武君） あの、申し訳ございませんが、積立金ですので、今、町長の方から、副町長の方からあった話でございます。余剰金を積み立てしていくということでございます。

私どもが計算して、今、手元に持っております数字だけをご報告申し上げますと、特別積立金として、今後ですね、今後の見込みとしまして出てくるのは、いわゆる引き受け農家数は、段々減少していきだろろうと思われま。平成20、最近の数字でございますが、20

年度からで、引き受け農家数が 1,910 戸というんですか、それが、23 年度では 1,568 戸ということでございます。これに伴う、当然、共済掛金が減ってくるということでございまして、このままいきますと、今の状態では、何とかなるんですけども、段々、減ってくる。特別積立金につきましても、先ほど言いました 22 年度におきまして、5,400 のところが、今から 28 年度の推計をしてみますと 4,529 万余りということに減ってくるという推計はしております。

議長（矢内作夫君） 石堂君、それでよろしいか。

〔鍋島君「そういったことを、最初から言うてくれ」と呼ぶ〕

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

〔石堂君「できんやろ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） そのことを言いよんやけど。

農林振興課長（茅原 武君） それは、ちょっと今。

1 番（石堂 基君） 僕は、もうええで。触れんといて。答えれんので、聞いてもしょうがないがな。

議長（矢内作夫君） 鍋島議員の質問については、よろしいな。それは、それで。

16 番（鍋島裕文君） 課長が答弁したら（聴取不能）と違うん。あれで。いいんじゃないですか。

〔町長「これはもう、当初予算の中でね、また、（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔鍋島君「本来はそうなんや。本来はそうなんだけど。本来は、そうと分かっておるんだけど、今日、出てきたから」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ええな。
はい、ほかに。はい。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 103 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 103 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 103 号、平成 23 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をしたいというふうに思います。11 時 5 分にしましょか。11 時 5 分再開ということ。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは休憩を解き会議を続行いたします。

松尾議員の方から葬儀出席のためということ、早退届が出ておりますので、報告をしておきます。

日程第 12 . 議案第 104 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（矢内作夫君） それでは続いて日程第 12、議案第 104 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 104 号、平成 23 年度農作物共済事業の無事戻し金の交付についてご説明を申し上げます。

対象年度は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で、この 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、3 年間の支払共済金と 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を対象者に交付するものでございます。

その内訳は、水稻において交付対象者 623 名、交付総額 54 万 6,503 円、うち町負担分 40 万 9,878 円、連合会請求分 13 万 6,625 円であり、交付時期は平成 24 年 1 月 25 日を予定いたしております。麦については、交付対象者はございません。

農業災害補償法施行規則、佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 104 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 104 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 104 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 . 議案第 105 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の一部改正は、平成 23 年 10 月に施行された家畜伝染病予防法の規定により、現行の佐用町農業共済条例の改正を行う必要が生じたものであります。

改正内容は、家畜伝染病予防法の 10 月施行分の規定により、新たに全額手当金等が交付される家畜となるケースとして、農林水産大臣が家畜伝染病予防法第 16 条第 1 項第 1 号の患畜若しくは同項第 2 号の疑似患畜である旨の通知をしたときを追加する必要がありますが、このように全額手当金等が交付される家畜となるケースが追加されるたびに共済条例等を改正する必要がないよう、今回、包括的に全額手当金等が交付される家畜となることが判明したときを廃用事故の範囲から除外する改正を行うものであります。

ご承認賜いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 105 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 105 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 14 . 議案第 106 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正の内容は、町営住宅の建設年度、名称、位置、戸数等を規定しております条例第 3 条関係の別表のうち、上月地区の表中、久崎地内の住宅の名称を明確にするため、平成 10 年度に建設をした久崎住宅の名称を久崎第 1 に改め、戸数合計 112 戸に今年度、久崎に建設の住宅 17 戸を加え、戸数合計 129 戸に改正しようとするものであります。

また、今年度、久崎地内に建設の住宅を、建設年度を平成 23 年、名称を久崎第 2、位置を久崎 325 番地、構造を耐火 3 階、戸数を 17 戸と定めようとするものであります。

なお、昭和 48 年、49 年、50 年、53 年にそれぞれ建設した久崎住宅 25 戸については、1 月末頃まで入居が見込まれますので、退去された後、用途廃止の上、取り壊しを予定しておりますので名称は現行どおりといたしております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 106 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 106 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 15 . 議案第 107 号 工事請負契約の変更について（久崎住宅建設工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15、議案第 107 号、工事請負契約の変更について、久崎住宅建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 107 号、工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、久崎住宅建設工事にかかるもので、本年 5 月 11 日に第 42 回臨時議会において、契約の承認をいただいたところでございますが、最終精算見込みにより 40 万 1,100 円を減額する契約額の変更でございます。

当初の契約金額 2 億 3,961 万円を 40 万 1,100 円減額し、変更後の契約金額を 2 億 3,920 万 8,900 円とする工事請負契約の変更をしようとするものであります。

主な変更内容は、建築主体工事におきまして、一時避難所の出入り口の扉を通常の引き違いから、防火・遮煙仕様の両開きに変更することで、防火シャッターが不要となったことなどにより約 102 万円の減額。屋外附帯工事におきまして、アスファルト舗装面積 75 平米を増加、フェンス 22 メートルの追加などによる増額約 63 万円であります。

なお、今後の予定でございますが、工期の 12 月 22 日には完成し、その後、県の完了検査を受けることといたしております。また、入居者の移転につきましては、入居者の部屋割り等も決定をいたしておりますので、1 月中旬頃から 2 週間程度で移転を終え、その後、既存の住宅 25 戸の除却工事に着手したいと考えております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 今の説明の中で、工期 12 月 22 日が守られて、引渡しということで、報告があったんですけども、先月ですね、町営住宅入居者の説明会があった中で、ちょっとここ確認しておきたいんですが、東日本大震災の関係で、インテリア。とにかく内装工事ですね、この関係の業者が不足しているということで、一月ほど延びそうだというような説明を受けたというふうに、私は、聞いたんですね。報告が、話があったんですけども、確認しておきたいのは、あの説明会の中で、そのような、その、工期が遅れそうな状況で説明されたのかということ。それとも入居者の聞き違いか。このあたりだけ確認しておきたいんですよ。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 入居者の説明につきましては、2回程度まあ、開催をさせていただいておりますけれども、先ほど来、議員からご質問をいただいておりますような工期が延びるというようなことで、お話をしたことはございません。説明会の中でもですね、概ねまあ、順調に進んでおるということで、工期は守ると。移転については、1月中頃から1月末ぐらいにかけてお願いをしたいということで、お話をさせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第107号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第107号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第16．議案第108号 平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）の提出について
日程第17．議案第109号 平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について
日程第18．議案第110号 平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提出について
日程第19．議案第111号 平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について
日程第20．議案第112号 平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第2号）の提出について
日程第21．議案第113号 平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について
日程第22．議案第114号 平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について
日程第23．議案第115号 平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について
日程第24．議案第116号 平成23年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）の提出について

日程第 25 . 議案第 117 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出
について

日程第 26 . 議案第 118 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の
提出について

日程第 27 . 議案第 119 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 2 号) の提出につ
いて

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 16 ないし日程第 27 については一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 108 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 5 号) の提出に
ついて。

議案第 109 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出
について。

議案第 110 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号) の提
出について。

議案第 111 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出につ
いて。

議案第 112 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出につ
いて。

議案第 113 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出
について。

議案第 114 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第
3 号) の提出について。

議案第 115 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の
提出について。

議案第 116 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 1 号)
の提出について。

議案第 117 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出につ
いて。

議案第 118 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出
について。

議案第 119 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 2 号) の提出につ
いてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長 (庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました補正予算、議案第 108 号
から議案第 119 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げ
ます。

まず、議案第 108 号、佐用町一般会計補正予算 (第 5 号) から説明をいたします。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,395 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 6,225 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

まず、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、それぞれ 597 万 9,000 円、5 万 6,000 円の増額で、いずれも平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立に伴い、再算定が行われたものでございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 215 万 4,000 円の減額。農林水産業費分担金におきまして、各事業の精算見込みに基づく補正額を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、714 万円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては、2,199 万円の増額で、本年台風第 12 号災害に係る公共土木施設災害復旧費負担金の追加計上が主な内容でございます。国庫補助金におきましては、1,485 万円の減額で、社会資本整備総合交付金の精算見込みによる減額と、文化財保存整備費補助金の増額でございます。

県支出金につきましては、2,030 万 2,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、578 万円の増額で、保険基盤安定負担金など精算見込みに基づくものでございます。次に、県補助金におきましては、グループホーム等新規開設サポート事業補助金、シカ捕獲推進事業費補助金、地域の夢推進費補助金など追加事業に対応する一方、基盤整備促進事業補助金及び中山間地域総合整備事業補助金は精算見込みに基づく減額を行い、全体で 1,320 万 7,000 円の減額でございます。県委託金におきましては、1,287 万 5,000 円の減額で、県議会議員選挙事務費市町交付金の精算が主な内容でございます。

財産収入につきましては、154 万 6,000 円の増額でございます。うち、財産運用収入におきましては、姫路ケーブルテレビ株式会社配当金 15 万円の追加。財産売払収入 139 万 6,000 円の増額は、河川改修事業に係る佐用第 1 機動分団車庫用地の土地売払代金の追加でございます。

寄附金につきましては、299 万 4,000 円の増額。農林水産施設災害復旧費寄附金の増額でございます。

繰入金につきましては、6,214 万円の増額。財政調整基金繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、335 万 5,000 円の増額でございます。雑入におきましては、財産売払収入の項でも申し上げましたが、佐用第 1 機動分団車庫の物件移転等補償費の追加計上が主な内容でございます。

町債につきましては、4,680 万円の減額でございます。農業生産基盤整備事業、道路新設改良事業、農林水産施設災害復旧事業におきまして実績見込みに基づく補正を行いますとともに、公共土木施設災害復旧事業におきましては、補助裏分の起債を追加計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略をさせていただきます。

まず、議会費でございますが、48 万 2,000 円の増額。全て人件費でございます。

総務費につきましては、5,120 万円を減額いたしております。うち、総務管理費におきましては、3,676 万 8,000 円の減額で、人件費のほか、コミュニティ広場設置事業補助金の増額などが主な内容でございます。徴税费及び戸籍住民登録費におきましては、それぞれ 512 万 6,000 円の増額、596 万 9,000 円の減額で、いずれも人件費の補正でございます。

選挙費におきましては、県議会議員選挙の精算に基づく予算整理で1,321万1,000円の減額。統計調査費におきましては、37万8,000円の減額。人件費と、指定統計費の精算見込みに基づく予算整理を行っております。

民生費につきましては、4,588万2,000円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、3,647万4,000円を増額。人件費のほか、生活のしづらさなどに関する調査経費、障害者相談支援業務委託料、グループホーム等新規開設サポート事業補助金などを追加いたしております。児童福祉費におきましては、1,130万7,000円の増額で、人件費の調整及び乳幼児等医療費の増額が中身でございます。国民年金事務取扱費189万9,000円の減額は、全て人件費でございます。

衛生費につきましては、1,763万9,000円を増額いたしております。うち、保健衛生費におきましては、1,573万6,000円を増額。内容は、人件費の調整、ごみ分別周知映像作成業務委託料の追加などが主なものでございます。清掃費につきましては、190万3,000円の増額で、人件費の調整と、衛生公苑の施設修繕費の増額が主な内容でございます。

農林水産業費につきましては、2,203万5,000円の増額でございます。うち、農業費におきましては、1,818万1,000円の増額。内容につきましては、人件費のほか、桑野地区ほ場整備事業、県営ため池整備事業、県営基盤整備促進事業などの経費を増額。県営農業水利施設保全対策事業及び中山間地域総合整備事業予算は、減額をいたしております。林業費におきましては、人件費と、有害鳥獣駆除関係予算の補正により、385万4,000円を増額いたしております。

商工費につきましては、435万7,000円の増額で、人件費の調整と、西播磨県民局が進める地域の夢推進事業の一環として観光看板製作業務委託料の追加などを行っております。

土木費につきましては、1億4,577万9,000円の減額でございます。うち、土木管理費2,679万3,000円の増額は、全て人件費でございます。道路橋梁費におきましては、8,104万円の減額。人件費のほか、道路新設改良事業及び橋梁新設改良事業について、実績見込みに基づく補正額を計上いたしております。都市計画費におきましては、27万5,000円の減額。播磨高原広域事務組合への上下水道事業に係る繰出金が確定したことに伴う予算措置が主な内容でございます。下水道費759万8,000円の増額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては9,885万5,000円の減額。内容は、人件費と、久崎住宅建設事業費の整理などでございます。

消防費につきましては、1,837万4,000円の増額でございます。人件費の調整と、河川改修事業に伴う佐用第1機動分団等車庫移転改築に係る移転先用地の取得費の追加などを行っております。

教育費につきましては、1,204万5,000円の減額でございます。うち、教育総務費におきましては、251万2,000円の減額で、人件費のほか、地方交付税宍粟市配分金、スクールアシスタント賃金などの予算整理が主な内容でございます。小学校費におきましては、263万9,000円の減額。内容は、人件費の調整、特定規模電気事業者との電気需給契約に伴うエネルギーサービスプロバイダー手数料などの追加などでございます。中学校費におきましては、43万8,000円の増額で、小学校費と同様、エネルギーサービスプロバイダー手数料を追加。このほか、教材用備品の更新費、スクールバス運行委託料の増額などを行っております。社会教育費におきましては、418万2,000円の減額。内容は、人件費の調整と、南光文化センター屋根の防水修繕費の追加などでございます。保健体育費におきましても、人件費の調整と、上月体育館柔剣道場の防水修繕費の追加など、315万円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、1億1,124万9,000円の増額でございます。うち、農林水産施設災害復旧費におきましては、6,554万9,000円を増額。現年災害、過年災害ともに、

実績見込みに基づきまして事業費を増額いたしております。公共土木施設災害復旧費におきましては、本年台風第12号災害の復旧事業費4,570万円の追加計上でございます。

諸支出金につきましては、296万円の増額でございます。うち、公営企業費24万4,000円の増額は、水道事業会計における高料金対策など、繰出基準に基づく繰出金の整理でございます。

基金費につきましては、271万6千円の増額。佐用第1機動分団車庫の物件移転補償費の全額を災害復興基金に積み立て、今後編成予定の建設予算の財源として留保するものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2表の地方債補正によりまして説明をいたします。予算書3ページでございます。

地方債の追加は、公共土木施設災害復旧事業1,030万円。本年の台風第12号災害復旧事業費に係る起債予定額を限度額設定をいたしております。

地方債の変更は、農業生産基盤整備事業におきまして、事業量が増加し、起債額の増額が見込まれるため、限度額を5,340万円に改めます。

以上、一般会計補正予算の概略の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第109号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,470万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,892万9,000円に改めるものでございます。

歳入より説明をいたします。

国庫支出金は1,417万2,000円の増額で、主なものは、療養給付費分で1,516万8,000円の増額。介護納付金と後期高齢者支援金分で、501万1,000円の減額となり、財政調整交付金では、401万5,000円の増額となっています。療養給付費等交付金で、3,639万2,000円の増額となります。前期高齢者交付金では、217万円の増額。県支出金のうち県財政調整交付金は、312万2,000円の増額となっております。繰入金は、1,012万4,000円の増額で、主な内訳は、保険基盤安定繰入金で533万3,000円、職員給与費等繰入金で297万3,000円を、その他一般会計繰入金で1,579万8,000円を増額して、財政安定化支援事業繰入金で1,398万円を減額をいたしております。雑入では、交通事故等にかかる第三者納付金など、872万9,000円を増額をいたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

総務費の総務管理費は、職員にかかる人件費ですので省略をさせていただきます。保険給付費では、4,678万4,000円を増額をいたしております。主なものは、療養諸費で、一般被保険者の療養給付費等の増額により、3,088万4,000円。高額療養費で、一般被保険者の高額療養費が、1,590万円の増額となります。後期高齢者支援金等で、1,425万4,000円を、前期高齢者納付金等で、29万円をそれぞれ減額をしております。諸支出金の、療養給付費交付金返還金で翌年後精算に伴い、3,949万8,000円の増額となっております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の、提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第110号、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,240万5,000円に改めるものでございます。

歳入より説明をいたします。繰入金のうち、一般会計繰入金205万1,000円の増額となっております。

次に歳出についてであります。総務費では、人件費について、5万1,000円を増額いたしております。後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険基盤安定制度負担金で、額の

確定による精算金、200万円を増額をしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第111号、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定についてのものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,274万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,751万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。

国庫支出金で1,260万円増額、支払基金交付金で1,568万7,000円増額、県支出金で900万1,000円増額、繰入金では、1,285万5,000円増額に加えまして、町債で、第2表、地方債補正により、財政安定化基金貸付金を今回260万円増額し、限度額を3,000万円といたしております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

5款、総務費、45万5,000円の増額は、職員の人事異動によります関係で、総務管理費で148万2,000円の増額、介護認定審査会費で102万7,000円の減額によるものでございます。

10款の保険給付費で5,228万8,000円の増額は、介護保険施設の利用者が増加したため、介護サービス等諸費で4,928万8,000円増額したことと、高額介護サービス等費で300万円増額したことによるものでございます。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第112号、朝霧園特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,021万円に改めるものでございます。

補正の主なものは、施設職員の人件費の減額、及び施設運営に伴う水道料、下水道料の増額であります。

まず、歳入よりご説明いたします。繰入金で、一般会計繰入金100万7,000円を減額をいたしました。

続いて歳出であります。民生費、老人ホーム費の一般管理費で、施設職員の異動に伴う人件費関係で171万3,000円を減額をいたしました。一方、運営費で、需用費の光熱水費水道料を36万6,000円、使用料及び賃借料において、下水道使用料を34万円それぞれ増額をいたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算（第2号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第113号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,221万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,134万7,000円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、河川改修事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議を行った結果、23年度に計画をしていた、橋梁工事等が24年度施工になるため、関連して配水管移設も24年度となりました。また、電気計装及び浄水システムの保守点検業務の見直し等により、移転補償費、簡易水道事業債、委託料、工事請負費等に変動が生じたものであります。

歳入につきましては、繰入金は6万7,000円の増額、繰越金も678万8,000円の増額、雑入については、水道管移設補償費で3,647万9,000円を減額、簡易水道事業債について

は 6,260 万円を減額をいたします。

歳出については、現場管理費、委託料で 688 万 1 千円の減額、工事請負費では 109 万 5,000 円の減額、公課費、消費税で 454 万 6,000 円の増額となります。建設改良費では、委託料におきまして、1,797 万円の減額、工事請負費は、6,956 万円を減額するものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 114 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,030 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,168 万 6,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、河川改修事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議を行った結果、橋梁工事等が 24 年度施工となる箇所があるため、移転補償費、公共下水道事業債、委託料、工事請負費等に変動が生じたものでございます。

歳入については、繰入金は 759 万 8,000 円の増額、雑入については、管渠移転補償費で 5,700 万円を減額、下水道事業債につきましては 2,090 万円を減額するものでございます。

歳出については、一般管理費におきまして 890 万 2,000 円を増額、建設改良費の人件費として 20 万 4,000 円の減額、委託料におきまして、1,000 万円の減額、工事請負費は、6,900 万円を減額するものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 115 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,895 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,762 万 3,000 円とするものでございます。

今回補正の主な理由は、河川改修事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議をした結果、橋梁工事及び浄化槽移設が 24 年度施工となる箇所があるため、移転補償費、工事請負費に変動が生じたものでございます。

歳入については、繰入金を 554 万 5,000 円の増額、雑入の管渠移転補償費で 3,450 万円を減額。

歳出につきましては、一般管理費においては 554 万 5,000 円の増額、農業集落排水施設建設改良費の工事請負費で 3,000 万円の減額、浄化槽建設改良費の工事請負費で 450 万円を減額するものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 116 号、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 139 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,326 万 1,000 円に改めるものでございます。

内訳でございますが、まず歳入につきましては、使用料を、上半期の実績及び今後の見込みに基づきまして 80 万円減額いたしております。一般会計繰入金につきましては、人事異動による実績見込みとして 142 万円増額いたしております。また、前年度繰越金 77 万 2,000 円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、前年度繰越金による基金の積み立てのために基金費を 38 万 6,000 円増額した以外は、上半期の実績及び今後の見込みに基づく増減となっております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

きます。

次に、議案第 117 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

この補正予算の内訳は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 121 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,817 万円に改めるものでございます。

まず、歳入につきまして、一般会計繰入金 121 万 9,000 円と、歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 121 万 9,000 円をそれぞれ増額をいたしております。その内訳は、臨時職員の賃金、共済費にかかる人件費 163 万 5,000 円の増額と、使用料及び賃借料 41 万 6,000 円の減額であります。人件費におきましては、今年 4 月の臨時的任用職員の任用形態の変更に伴う増額でありまして、使用料及び賃借料につきましては、電話機のリースが終了したことに伴い、今回補正をお願いするものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 118 号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ 465 万 4,000 円を増額し、収入支出総額を 1 億 538 万 4,000 円に改めるものでございます。

農作物共済勘定において、収入では、引受共済金額減により、共済掛金、交付金で 10 万 3,000 円の減額、事故増に伴う農作物保険金で 324 万 3,000 円増額いたしております。麦責任準備金戻入では、農業者戸別所得補償制度実施に伴う共済金額の増により 13 万円の増額、農作物法定積立金戻入は農作物共済の支払い財源に充当するため、積立金より 50 万円取り崩しをするものでございます。支出では、農作物共済金の支払いに 377 万円増額いたしております。

家畜共済勘定につきましては、主な理由は、共済掛金率の改正及び共済金額、保険料の増、肺炎・心不全等による死傷事故の増加によるものでございます。収入では、家畜共済掛金 200 万円、家畜保険金 160 万円、家畜責任準備金戻入 10 万円、家畜特別積立金戻入 40 万円を増額いたしております。支出では、家畜保険料 200 万円、家畜共済金 200 万円、家畜責任準備金繰入 10 万円を増額いたしております。

畑作物共済勘定につきましては、農業者戸別所得補償制度の実施に伴う共済金額の増によるもので、収入では、畑作物共済掛金 65 万 9,000 円、畑作物保険金 130 万 9,000 円、支出では畑作物保険料 51 万 2,000 円、畑作物共済金 145 万 6,000 円増額いたしております。

業務勘定においては、518 万 4,000 円の減額で、精算見込みによる補正でございます。

以上、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 119 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、人事異動に伴う職員給与等の整理、河川改修事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議を行った結果、橋梁工事及び配管移設、水源調査、移設工事等が 24 年度以降の施工となる箇所があるために補正をしようとするものであります。

第 2 条の収益的収入及び支出において、支出の第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用を職員給与の整理及び橋梁工事に伴う配管移設工事の不用額、第 2 項、営業外費用、特定収入分消費税不用額等、2,394 万 6,000 円減額し、2 億 2,930 万 3,000 円に。第 3 条の資本的収入及び支出においても、河川復興室と事業協議をし、河川改修工事に伴う配管移設、水道管橋梁添架工事の見直しをし、水源調査、移設工事の 24 年度以降の施工等により、

第1款の資本的収入のうち、第1項、企業債、第6項の工事負担金で3億1,341万円を減額し、2億3,167万8,000円に。支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を3億1,340万8,000円減額し、2億7,562万8,000円にしようとするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算（第2号）の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第108号から議案第119号までの補正予算について、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第108号ないし議案第119号につきましては、12月15日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここでお諮りをするんですが、12時が来ようとしておるんですが、このまま議事を進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ございませんので、議事をこのまま進行いたします。

日程第28．同意第7号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第28、同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

平成23年12月26日をもって、矢内正敏教育委員の任期が満了といたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、引き続き矢内正敏氏を教育委員として同意いただくよう議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

同意第7号につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第7号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第29. 委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第29に入ります。

日程第29は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後00時00分 再開

議長（矢内作夫君） はい。それでは休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会等開催のため、明日12月7日から11日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、12月12日（月曜日）、午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後00時01分 散会
